

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）患者の支援を求める意見書

慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、脱力感、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたり、健全な社会生活が送れなくなるという原因不明の疾患である。米国疾病対策センターにより1988年に提唱された比較的新しい疾患概念であり、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD-10）においては、神経系疾患に分類されているが、今なお原因が特定されておらず、治療法も確立されていない。

我が国においては、1999年及び2004年の疫学調査により、慢性疲労症候群患者が推定約30万人いるとされている。苦痛を伴いながらも何とか仕事を続けることができる患者もいれば、症状が重く寝たきりに近い患者も多い。また、職を失うほど深刻な疾患でありながら、原因が解明されていないため、社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる現状もある。

こうした状況を打開するため、国におかれては、次の項目について早急の実現を図るよう求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 厚生労働省内の慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の専門研究班による原因究明と治療法確立のための研究の一層の推進を図ること。
- 2 慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の実態を全国の医療関係者や国民に周知するとともに、患者が診察を受けられる環境を整えること。
- 3 「障害者総合支援法」が制定されたが、制度の谷間におかれた慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の患者が、日常生活や社会生活に制限を受けている場合には、介護・就労支援等が受けられるよう必要な整備等を行うこと。

平成25年6月25日

岐阜県羽島市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、厚生労働大臣